

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年8月26日
【発行者の名称】	株式会社アートフォースジャパン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 喜廣
【本店の所在の場所】	静岡県伊東市川奈1299番地
【電話番号】	0557(45)1109(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 野崎 昭彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アートフォースジャパン https://www.artforcejapan.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 3【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期中	第36期中	第35期
決算年月	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	2,092,917	2,494,545	4,799,411
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△10,206	25,114	37,422
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する 中間純損失(△) (千円)	△11,377	100,919	2,264
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△11,857	87,921	29,803
純資産額 (千円)	841,860	971,443	883,521
総資産額 (千円)	3,155,217	3,375,930	3,567,830
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間純損失(△) (円)	△45.33	402.07	9.02
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.7	28.8	24.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	164,109	62,005	272,370
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△28,471	291,572	△245,649
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△107,111	△136,778	△30,823
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	685,538	869,709	652,909

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、発行者の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
また、第35期中間連結会計期間は、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社における異動は次のとおりであります。

その他事業において、2025年2月に株式の売却により、クラウン工業株式会社を当中間連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、インバウンド需要の継続、堅調な企業業績を背景とした持続的な賃上げや人手不足から雇用・所得環境が改善するもとで、景気は緩やかな回復基調を維持しているものの、資源及び原材料価格の高騰などによる物価上昇を背景とした、実質賃金の減少による購買意欲の低下や米国の関税政策の動向やウクライナや中東の不安定な国際情勢の長期化の影響により、世界的な経済・物価の動向の不確実性がわが国の景気を下押しするリスクとなっており、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主たる事業分野である戸建て住宅建築業界におきましては、政府による各種住宅取得支援政策が継続しているものの、資材価格高騰や人件費上昇による建設コストの増加に地価上昇とインフレ圧力による金融政策として、住宅ローンの利上げが住宅取得マインドの重しとなり住宅着工戸数は弱含みで推移する状況が続いております。なお、新設住宅着工戸数は国土交通省発表による全国の新設住宅着工戸数(出典：国土交通省 建築着工統計調査 2025年7月31日公表の2025年6月月次データ)の住宅着工戸数総計が前年同期比 92.5%(2025年4月から6月までの累計期間の前年同期比は 74.4%)となり、特に建築基準法改正による駆け込み着工からの反動により大きく減少したことが影響しており、利用関係別にみると、「持家」につきましては同 92.4%、「貸家」につきましては同 95.9%、「分譲住宅」につきましては同 87.2%と、先行きは不透明な状況が続くと思われます。また、非住宅建築物の着工状況につきましては、都市再開発プロジェクトの関連により前年同期に比べ床面積が増加に転じており、公共投資におきましても国内インフラの老朽化対応等、緩やかながら増加することが見込まれております。しかしながら、各種資材価格の高止まりや現場従事者の慢性的な不足、時間外労働の上限規制への対応など多くの課題も抱えております。

このような環境の下、当社グループは、施工業務中心に経営資源の選択と集中を図り、当社グループの主力事業である地盤改良工事業の「周辺分野の拡充」、「基盤分野の強化」、「大規模建築物向け地盤調査・地盤改良工事」、「新規事業の推進」、「働き方改革と多様な人財の活用」、「住宅地盤分野のDX化の推進」を進めるとともに案件及び工程管理の社内システム上を構築し、安全・良質な工事施工のためのリスク管理も見直しつつ、コストの適切なコントロールなど、原価低減の実現に努め、販売費及び一般管理費も管理可能な諸施策のもと削減に取り組み、更なる成長と収益性の向上に取り組んでおります。

以上の結果、当中間連結会計期間における経営成績は、売上高 2,494,545千円(前年同期比 19.2%増)、営業利益 38,915千円(前年同期は営業損失 1,425千円)、経常利益 25,114千円(前年同期は経常損失 10,206千円)、親会社株主に帰属する中間純利益 100,919千円(前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失 11,377千円)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

(地盤改良事業)

当社の中核事業である地盤改良事業におきましては、新設住宅着工棟数の伸長率が減少しているなか、受注件数と平均受注金額が前年同期と比べて増加して推移したことと、原価及び販管費の縮減に努めた結果、当事業の業績は売上高 1,988,831千円(前年同期比 27.2%増)、セグメント利益は 133,588千円(前年同期比 67.8%増)となりました。

(建築事業)

建築事業におきましては、営繕工事は引き続き堅調に推移いたしました。一方、住宅建築工事の引渡し遅れは解消いたしました。着工の遅れが一部継続しており、公共工事についても設計変更等により工期が延期となっている案件が生じている結果、当事業の業績は売上高 478,909千円(前年同期比 16.5%増)、セグメント利益は 54,443千円(前年同期比 2.1%増)となりました。

(その他事業)

その他事業におきましては、子会社クラウン工業(株)の株式譲渡により、連結子会社の範囲から除外となり、クレーン施工その他等となり、当事業の業績は売上高 35,596千円(前年同期比 72.0%減)、セグメント損失は 2,544千円(前年同期はセグメント利益 8,517千円)となりました。

2 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

3 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年4月30日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社(以下「甲」という。) が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株) (以下「乙」という。) は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。) を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。) において債務超過の状態から脱却しえなかった場合、但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行なうことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。) には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。) を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c まで掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c まで掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

再建計画とは次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の継承、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないといふ乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているといふ乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいといふ乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているといふ乙が認めた場合。

a 買取者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式の発行が甲に対する買取の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が、300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵

害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主が所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは（株）東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する条項>

①. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を（株）東京証券取引所に通知しなければならない。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、1,832,310千円で、前連結会計年度末と比べ 21,770千円増加しております。「現金及び預金」の増加 165,174千円、「受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産」の減少 48,784千円、「電子記録債権」の減少 49,135千円、「前渡金」の減少 44,234千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、1,543,619千円で、前連結会計年度末と比べ 213,671千円減少しております。有形固定資産は「機械装置及び運搬具」の減少 24,695千円、「リース資産」の減少 62,312千円、無形固定資産は「のれん」の減少 4,514千円、投資その他の資産は「投資有価証券」の減少 109,195千円、「保険積立金」の減少 10,999千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、1,525,593千円で、前連結会計年度末と比べ 182,147千円減少しております。「工事未払金」の減少 84,946千円、「契約負債」の減少 73,458千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、878,893千円で、前連結会計年度末と比べ 97,674千円減少しております。「長期借入金」の減少 45,129千円、「リース債務」の減少 49,779千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は 971,443千円で、前連結会計年度末と比べ 87,921千円増加しております。当中間連結会計期間末において、親会社株主に帰属する中間純利益を計上したことによる「利益剰余金」の増加 100,919千円、「その他有価証券評価差額金」の減少 12,997千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、869,709千円となり、前連結会計年度末に比べ 216,799千円増加しました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は、62,005千円(前年同期は、164,109千円の収入)となりました。収入の主な内訳は、「税金等調整前中間純利益」 122,639千円、「減価償却費」 99,566千円等であり、支出の主な内訳は、「仕入債務の減少額」 81,716千円、「契約負債の減少額」 73,458千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は、291,572千円(前年同期は、28,471千円の支出)となりました。収入の主な内訳は、「投資有価証券の売却による収入」 96,833千円、「連結範囲の変更を伴う子会社株式売却による収入」 232,204千円、支出の主な内訳は、「有形固定資産の取得による支出」 38,400千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出された資金は、136,778千円(前年同期は、107,111千円の支出)となりました。収入の内訳は、「長期借入れによる収入」 225,000千円、支出の内訳は、「長期借入金の返済による支出」 288,804千円、「リース債務の返済による支出」 72,974千円によるものであります。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	749,000	251,000	251,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,000,000	749,000	251,000	251,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	251,000	—	50,980	—	—

(6)【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山口 喜廣	静岡県伊東市	144,000	57.4
株式会社YY	静岡県伊東市川奈1362番地の4	76,000	30.2
山口 寧子	静岡県伊東市	20,000	8.0
奥村 宏信	大阪府茨木市	4,000	1.6
持塚 隆	静岡県伊東市	3,000	1.2
兼松サステック株式会社	東京都中央区日本橋浜町3丁目3番2号	2,000	0.8
小澤 祐也	静岡県沼津市	1,000	0.4
蛭川 麻季子	静岡県熱海市	1,000	0.4
計	—	251,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 251,000	2,510	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	251,000	—	—
総株主の議決権	—	2,510	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて、連結財務諸表規則第3編の規定により、第1種中間連結財務諸表を作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、普賢監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	708,945	874,120
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	776,546	727,762
電子記録債権	110,788	61,652
未成工事支出金	87,986	72,347
商品	3,303	—
原材料及び貯蔵品	9,611	11,727
未収入金	5,081	451
前渡金	54,764	10,530
その他	56,990	75,936
貸倒引当金	△3,479	△2,218
流動資産合計	1,810,539	1,832,310
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	101,715	92,233
機械装置及び運搬具(純額)	109,953	85,258
土地	※2 501,299	※2 501,299
リース資産(純額)	438,141	375,828
その他	12,506	19,164
有形固定資産合計	1,163,615	1,073,783
無形固定資産		
ソフトウェア	5,834	3,215
のれん	33,104	28,590
その他	1,595	892
無形固定資産合計	40,534	32,697
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 290,837	181,641
繰延税金資産	67,731	74,291
長期前払費用	133,945	135,789
差入保証金	28,021	24,272
保険積立金	27,090	16,090
その他	16,228	15,521
貸倒引当金	△10,714	△10,468
投資その他の資産合計	553,140	437,139
固定資産合計	1,757,291	1,543,619
資産合計	3,567,830	3,375,930

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	483,997	399,051
短期借入金	610,000	610,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 117,712	99,037
リース債務	146,085	127,171
未払法人税等	29,499	21,813
未払金	67,747	86,652
未払費用	97,348	86,571
契約負債	92,369	18,910
賞与引当金	7,944	30,396
訴訟損失引当金	22,500	22,500
その他	32,536	23,489
流動負債合計	1,707,740	1,525,593
固定負債		
長期借入金	※2 531,152	486,023
リース債務	340,819	291,039
退職給付に係る負債	103,352	99,687
その他	1,244	2,143
固定負債合計	976,568	878,893
負債合計	2,684,309	2,404,486
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,980	50,980
利益剰余金	805,826	906,746
株主資本合計	856,806	957,726
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26,715	13,717
その他の包括利益累計額合計	26,715	13,717
純資産合計	883,521	971,443
負債純資産合計	3,567,830	3,375,930

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
売上高		
完成工事高	1,985,582	2,467,143
兼業事業売上高	107,335	27,402
売上高合計	2,092,917	2,494,545
売上原価		
完成工事原価	1,596,294	2,009,400
兼業事業原価	70,945	34,048
売上原価合計	1,667,239	2,043,448
売上総利益		
完成工事総利益	389,288	457,743
兼業事業総利益又は兼業事業総損失(△)	36,389	△6,646
売上総利益合計	425,677	451,097
販売費及び一般管理費	※ 427,103	※ 412,181
営業利益又は営業損失(△)	△1,425	38,915
営業外収益		
受取利息及び配当金	588	1,030
受取保険金	2,044	1,043
助成金収入	785	2,637
その他	1,462	3,114
営業外収益合計	4,880	7,825
営業外費用		
支払利息	9,584	15,078
リース解約損	1,756	1,361
その他	2,320	5,187
営業外費用合計	13,661	21,626
経常利益又は経常損失(△)	△10,206	25,114
特別利益		
固定資産売却益	211	4,426
投資有価証券売却益	—	4,680
子会社株式売却益	—	88,417
特別利益合計	211	97,525
特別損失		
固定資産売却損	1,008	—
特別損失合計	1,008	—
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△11,003	122,639
法人税、住民税及び事業税	21,905	21,821
法人税等調整額	△21,531	△102
法人税等合計	373	21,719
中間純利益又は中間純損失(△)	△11,377	100,919

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△11,377	100,919

【中間連結包括利益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益又は中間純損失(△)	△11,377	100,919
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△480	△12,997
その他の包括利益合計	△480	△12,997
中間包括利益	△11,857	87,921
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△11,857	87,921

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△11,003	122,639
減価償却費	93,442	99,566
のれん償却額	4,514	4,514
貸倒引当金の増減額(△は減少)	732	△1,481
賞与引当金の増減額(△は減少)	21,787	23,330
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	4,847	△3,664
受取利息及び受取配当金	△588	△1,030
支払利息	9,584	15,078
固定資産除売却損益(△は益)	850	△4,426
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△4,680
子会社株式売却益	—	△88,417
売上債権の増減額(△は増加)	106,630	62,228
棚卸資産の増減額(△は増加)	△42,810	12,606
仕入債務の増減額(△は減少)	△18,512	△81,716
契約負債の増減額(△は減少)	6,502	△73,458
その他	△5,505	24,565
小計	170,473	105,651
利息及び配当金の受取額	587	1,030
利息の支払額	△9,594	△15,511
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	2,642	△29,165
営業活動によるキャッシュ・フロー	164,109	62,005
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,229	△38,400
有形固定資産の売却による収入	357	4,700
投資有価証券の取得による支出	△21,967	△2,612
投資有価証券の売却による収入	—	96,833
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による収入	—	※2 232,204
その他	△2,632	△1,152
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,471	291,572
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は返済)	5,100	—
長期借入れによる収入	—	225,000
長期借入金の返済による支出	△50,305	△288,804
リース債務の返済による支出	△61,906	△72,974
財務活動によるキャッシュ・フロー	△107,111	△136,778
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	28,525	216,799
現金及び現金同等物の期首残高	657,012	652,909
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 685,538	※1 869,709

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

クラウン工業株式会社は、株式譲渡により当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
受取手形	11,737千円	18,086千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
土地	126,320千円	126,320千円
投資有価証券	224,070	—
計	350,390	126,320

担保付債務

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
長期借入金	178,425千円	—千円

なお、根抵当権の極度額は136,000千円であります。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
役員報酬	70,122千円	67,822千円
給料及び手当	142,217	146,568
減価償却費	8,998	6,465
のれん償却額	4,514	4,514
貸倒引当金繰入額	732	△1,481
賞与引当金繰入額	8,630	7,847
退職給付費用	1,897	1,774
地代家賃	26,060	24,337

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	740,973千円	874,120千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△55,435	△4,410
現金及び現金同等物	685,538	869,709

※2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

当中間連結会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

株式の売却によりクラウン工業株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う、売却時の資産及び負債の内訳並びにクラウン工業株式会社株式の売却価額と売却による収入は次の通りであります。

流動資産	245,244 千円
固定資産	61,717
流動負債	△15,255
固定負債	△123
子会社株式売却益	88,417
子会社株式売却価額	380,000
連結除外時の現金及び現金同等物	△147,795
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	232,204

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	地盤改良事業	建築事業	その他事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	1,562,986	411,046	116,660	2,090,692	—	2,090,692
その他収益(注) 3	—	—	2,225	2,225	—	2,225
外部顧客への売上高	1,562,986	411,046	118,885	2,092,917	—	2,092,917
セグメント間の売上高 又は振替高	—	105	8,329	8,434	△8,434	—
計	1,562,986	411,151	127,214	2,101,352	△8,434	2,092,917
セグメント利益	79,603	53,342	8,517	141,463	△142,889	△1,425

- (注) 1. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。セグメント利益の調整額 △142,889千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業損失と一致しております。
3. その他収益は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号 2007年3月30日)」に基づく賃貸収入等であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	地盤改良事業	建築事業	その他事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	1,988,251	478,892	26,913	2,494,057	—	2,494,057
その他収益(注) 3	—	—	488	488	—	488
外部顧客への売上高	1,988,251	478,892	27,402	2,494,545	—	2,494,545
セグメント間の売上高 又は振替高	580	17	8,194	8,791	△8,791	—
計	1,988,831	478,909	35,596	2,503,336	△8,791	2,494,545
セグメント利益又は損失(△)	133,588	54,443	△2,544	185,487	△146,572	38,915

(注) 1. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。セグメント利益又は損失(△)の調整額 △146,572千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. その他収益は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号 2007年 3 月30日)に基づく賃貸収入等であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前中間連結会計期間(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

(単位：千円)

顧客との契約から生じる収益	2,090,692
その他の収益	2,225
合計	2,092,917

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

(単位：千円)

	地盤改良事業	建築事業	その他事業	内部消去	合計
一定期間にわたり移転される財又はサービス	28,093	161,924	—	—	190,017
一時点で移転される財又はサービス	1,534,892	249,227	124,989	△8,434	1,900,674
合計	1,562,986	411,151	124,989	△8,434	2,090,692

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

顧客との契約から生じる収益	2,494,057
その他の収益	488
合計	2,494,545

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

(単位：千円)

	地盤改良事業	建築事業	その他事業	内部消去	合計
一定期間にわたり移転される財又はサービス	137,276	169,905	—	—	307,181
一時点で移転される財又はサービス	1,851,554	309,004	35,107	△8,791	2,186,875
合計	1,988,831	478,909	35,107	△8,791	2,494,057

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	△45.33円	402.07円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△11,377	100,919
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益又は普通株式に係る親会社 株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△11,377	100,919
普通株式の期中平均株式数(株)	251,000	251,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、2024年12月期中間期は、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 8 月 26 日

株式会社アートフォースジャパン
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公認会計士 亀ヶ谷 顕
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 達哉
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社アートフォースジャパンの 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アートフォースジャパン及び連結子会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上